

年末調整とマイナンバー

年末調整でマイナンバーの記載が必要な書類

年末調整書類の中でマイナンバーの記載が必要になるのは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のみです。

- ・扶養控除等（異動）申告書 → **記載が必要（原則）**
- ・保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書 → 記載不要
- ・住宅借入金特別控除申告書 → 記載不要

「一定の帳簿」を備え付ける場合はマイナンバーの記載が不要

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を支払者に対して提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出する方ご本人、控除対象配偶者又は扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した「一定の帳簿」を備えているときは、申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないものとされています。

●「一定の帳簿」とは

ここでいう「一定の帳簿」は、つぎの申告書の提出を受けて作成されたものに限りです。

- (ア) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (イ) 従たる給与についての扶養控除等申告書
- (ウ) 退職所得の受給に関する申告書
- (エ) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を含めこれらの申告書を提出する方は、その申告書に帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないものとされています。

●帳簿に記載しなければならないこと

帳簿の記載内容についても指定されており、以下の3つの項目を必ず記載しなければなりません。

- (ア) 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー
- (イ) 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
- (ウ) その申告書が提出された年月

なお、この帳簿は電磁的記録でも認められています。電磁的記録による帳簿を備え付ける場合には、備え付けを開始する日の3か月前の日までに所轄税務署に対して「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

「一定の帳簿」を備え付けない場合にマイナンバー記載を省略する方法

扶養控除等（異動）申告書の欄外に「**提出済みのマイナンバーと相違ない**」と従業員が書いて提出した後、会社が別途回収したマイナンバーと確認し、提供された旨を表示する方法です。確認した旨の表示方法は、扶養控除申告書へ「**既に提供を受けている個人番号については給与支払者において確認済です。**」の記載や会社としての確認印等を押す等であり、記載場所や表示方法に指定はありません。

●欄外にコメントを記載する場合の要件

- ・会社（給与支払者）と従業員との間での合意に基づくこと
- ・「提出済みのマイナンバーと相違ない」旨の記載があること
- ・会社（給与支払者）において提出済みのマイナンバーと確認し、確認した旨を表示すること。